

令和2年4月28日提供

問い合わせ先	
担当課	建築都市局 都市再生部 臨海整備課
直通	072-228-8033
内線	5570、5583
F A X	072-228-8034

海とのふれあい広場及び堺浜ふれあいビーチの利用休止等について ～新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について～

今般、本市の海とのふれあい広場及び堺浜ふれあいビーチにおいて、利用者の増加が見受けられることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、下記の通り利用休止等を実施することと致しました。

記

1 利用休止等の概要

○海とのふれあい広場（海釣りテラスを含む。）を利用休止とします。

期間：令和2年4月29日（水）から当面の間

○堺浜ふれあいビーチ内のバレーボールコートを利用禁止とします。

期間：令和2年4月28日（火）利用禁止の掲示作業完了から当面の間

2 今後の見通し

今後の緊急事態宣言の動向等を踏まえながら状況に応じて必要な対策を講じるとともに、利用制限の終了時期を判断していきます。